

(7)

0345

RA'-0009

0231

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

秘

非に秘書局長殿の

41002-3

昭二〇三二
加納久朗

司令部ノ諸交渉ニ就テ
 退官ニ際シ私見ヲ述ヘ御参考ニ供シマス
 第一 一 各省及終連事務當局ガ司令部ノ事務當局及専門家ト話シ
 合ヒ大體先方ガ納得シタト思ツテモソレハ「インフォ
 マル・トドク」ダ
 二 更ニ「インフォ・マル・トドク」ノ結論ノ要旨ヲ「イン
 フォ・マル」ノ書キ物トシテ先方ニ「コノ通リダナ」ト
 云フコトヲ一應念ヲ押スガ
 三 ソレデヨイト司令部ガ云フタ時ニ（口頭デヨイ）初メテ
 正式書面ヲ以テ結論ノ確認ヲ求ムル事
 第二 一 民間人ノ通弊ハ司令部事務當局ナリ専門家ナリト話ガ甘
 ク行キ司令部ガ承認シタトスグ早合點スルコトアリシカ
 シコレハ個人非公式意見ナリ

外務省

0346

三 又司令部ノ事務家ガ自分ノ意見ヲ司令部ノ意見ナリト云
 フコトモ往々アルウツカリ其ノ備信用スルコトハ危険ナ
 リ
 四 ドウシテモ非公式會談ノ結論ヲ書キ物ニシテ司令部ニ出
 シ先方ガ「オーケー」シタル時ニ中央事務局ニ書面デ申
 込マンメソレヲ中央事務局ヨリ正式書面ヲ以テ司令部ニ
 申込ム事
 第三 ソウ迄シナイデモ行キソウナモノダガ最近司令部ノ内部ノ
 不統一乃至「セクシヨナリズム」ガ特ニヒドクナツタカラ
 以上ノ手續ヲ取ルコト必要ナリト考ヘマス
 第四 自分ノ經驗シタニツノ例デハ主管大臣ガ先方ノ誤（ドイビ
 ジヨシ）ノ人ト話ヲサレテ部（セクシヨシ）長ト話ヲサレ
 テ無カツタ爲ニモト話ガキマツタト思ツテ居ツタニ不恰正
 式ノ書面申出ヲ終連ヨリ要求サレタコトガアル私ハ大臣ハ
 ナルベク部長ノ將官ト會フガヨイト思フ

外務省

0347

RA'-0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0232

A'1.00.2-3

森田結良殿

2/2

連絡業務の参考「推決在案」

要再田山

昭和二十一年一月一日
第一復員局

0348

RA'-0009

0233

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

第一 緒言

第二 日本側の連絡設備

第三 聯合軍の対日連絡設備の概要

第四 連絡實施要領

第五 連絡實施上の心得

別紙第一 終戦連絡中央事務局設備表

第二 終戦連絡地方事務局組織一覽表

第三 第一復員局と聯合軍との連絡實施要領

第四 終戦連絡地方事務局に兼動連絡官派遣に関する件

第五 第一復員局関係連絡事項處理系統一覽圖

第六 第一復員局関係英譯語一覽表

第七 第一復員局関係諸官署英譯語一覽表

第八 聯合軍軍政機構一覽表

第九 聯合軍關係主要部隊(機關)略號表

第十 米陸軍、海軍及海兵隊階級識別表(缺)

附録(別冊) 聯合軍總司令部重要指令及同關係勅令等拔萃

0349

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0009

0234

第一階 言

復員各官署に於ては、所在の合宜と十分の給を採り、日清な業務の遂行を圖つておられると信ずるが、時として意欲の疏通不十分等の爲思はぬ問題を生じ、復員業務の遂行に支障を來し、或は復員者、留守宅、遺家族等にも迷惑を與へる虞がなく、日本政府に對する聯合軍の信頼感にも多量な損へてゐる事柄がないでもない。本印刷物の配布は既に其の時期を失してゐる感もあり且、市井にも類以参考書が多量に依り一級連絡業務遂行上何等かの参考となれば幸である。

第二 日本側の連絡設備

一、終戦連絡事務局

終戦連絡事務局は、戦守の給に同じ聯合軍官署との連絡に關する事務を掌る爲外務大臣の管理下に設置せられたものであつて、中央事務局は東京にあり、總長は外務大臣が之を兼務してゐる。

中央事務局の機關は別紙第一の通りであつて、第一及第二復員局から連絡官として政治部内の宣學課及戦犯事務局室並に管理部に事務官が派遣されてゐる。

右連絡官は中央事務局の構成分子として局務を掌り、所要に應じ聯合軍司令部との直接連絡に任じてゐる。

(2) 終戦連絡地方事務局は地方に駐在する聯合軍に對する諸情報の提供、設置一關係各課の十分なる協力を依り之を行ふ、各種の便宜供與及其の他連絡業務を擔當せしむる爲、中央事務局の指揮命令下に必要なる地點に設置せられたものであつて、必要があるときは更に其の出張所を設けらるゝことがある。

地方事務局の配置は別紙第二の通りである。

二、各省の連絡設備

各省は、終戦連絡事務局を通じて聯合軍と連絡するものと、其の業務が、連絡業務處理の爲所要の連絡機關を持つてゐる、其の業務

0350



特は聯合軍との接觸の多寡に依つて規模を異にするが、本省の擔任
部課は左の通りである、

- 宮内省 式部省 外務課
- 内閣 官房總務課
- 經濟安定本部 第一部
- 復興院 官房庶務課 終遣連絡室
- 第一復員局 總務部 總務課 連絡班
- 第二復員局 總務部 文書課
- 大藏省 終遣連絡部
- 商工省 總務局 連絡部
- 内務省 調査局 總務課
- 厚生省 官房總務課 涉外係
- 司法省 官房終遣連絡部
- 運輸省 官房企画課 涉外係

- 遞信省 總務局 涉外室
 - 文部省 官房文書課 連絡係
 - 農林省 總務局 涉外係
- 註 外務省には涉外専門の部課はない

(2) 各省中にも必要に應じ、地方に連絡機關を配置してあるものがある

0351

RA'-0009

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0352

三、第一復員局の連絡機構

(1) 第一復員局に關する一般連絡業務は總務部總務課の擔任で其の事務は總務課内の連絡班が之に任じてゐる

總務課からは聯合軍總司令部の隣に日比谷分室を置き、分室長は終戦事務局連絡官を兼ね連絡官の資格に於て聯合軍總司令部内に勤務してゐる

從つて第一復員局關係一般連絡業務の聯合軍總司令部との主要連絡機關は、總務部總務課、同分室及終戦連絡中央事務局政治部軍事課の三者である

(2) 引揚關係處理の爲には第一復員局總務課の主任事務官が特に終戦連絡中央事務局連絡官を兼ねて管理部に勤務してゐる

(3) 戦犯關係事項は法務調査部の擔任で、聯合軍總司令部及終戦連絡中央事務局との連絡の爲に、終戦連絡中央事務局政治部戦犯事務室内に事務官が派遣されており、同官は終戦事務局連絡官にまつ

てゐる從つて第一復員局としては戦犯關係事項に就ては、法務調査部が關係方面と連絡しつゞ直接處理してゐる

(4) 横濱に於ける米第八軍司令部との連絡（一般事項並に戦犯關係事項共）に關する事務を掌る爲、同地に第一復員局長直轄の連絡部が派遣されてゐる

(5) 第一復員局と聯合軍との連絡實施受領は、別紙第三の通り指示されており、又連絡業務を圓滑に實施する爲、地方復員官署から終戦連絡地方事務局に^{事務連絡官を}派遣する件に就ては、別紙第四通牒の通りである

尙第一復員局關係の連絡業務處理系統を圖示すると、別紙第五の通りである

(6) 第一復員局關係官署の英譯は、別紙第六、第七の通りである



0353

第三 聯合軍の對日連絡機構の概要

一 聯合軍總司令部内の各部隊は、天々關係ある日本側機關と、直接連絡してゐるか、特に參謀部第二部内には、對日連絡部があり、日本側の連絡官の一部が同一場所に派遣されてゐる

二 米國の軍及軍團には、軍政部があり、日本側機關と行政事項に關し、所要の連絡を實施してゐるが、師團以下の軍隊は、通常直接軍政に關與してゐない

三 地方で行政に關係あるのは、米軍の軍政部、情報部隊が主なるものであつて、軍政部未端機關の配直は、東京、神奈川地方を除き、各府縣廳の所在と概ね一致してあり、其の状況は別紙第八の通りである

四 聯合軍の諸部隊（機關）は略號を以て呼ばれることが多いが復員官署と連絡の多い聯合軍主要部隊（機關）の略號を述べると別紙第九の通りである

五 米陸軍、海軍及海兵隊の階級識別表の概要は別紙第十の通りである

第四 連絡實施要領

聯合軍との連絡は、別紙第三一第一復員局と聯合軍との連絡實施要領に準據すれば良いが、地方世話部等に於ける連絡實施の一例を、努めて具体的に順序を経て説明すると次の通りである、固より實際に當つては當時の状況に依り適宜善處すべきことが多いが、それは連絡者の判断に俟つより外はない

一 聯合軍に連絡する必要がある業務があるときや、聯合軍との間に何等かの問題が発生したときは、先づ其の内容を十分且迅速に調査研究して、どういふ要領で仕事を進めて行くべきか、その態度を決定する

二 業務處理の態度が決つたら必要に應じ縣廳、終戦連絡事務局其の他關係ある日本側官署に連絡し、其の意見を求むると共に、既に聯合軍の指令済の事項ではないか、他の官署の連絡してゐる内容と矛盾することはないかを調べる



0354

三右の結果原則として縣廳又は終戦連絡事務局を通じて聯合軍側に連絡する、其の際必要に應じ復員官署からも適當な者が同行して説明に當る、着意が肝要である、又本府に復員官署自ら内連絡を實施して置く様にする事の有利な場合もある、時として縣廳、終戦連絡事務局等の手を經ないで、直接復員官署が連絡に當る場合もないではないが、此の場合に於ても通常其の業務内容等に就て、豫め縣廳、終戦連絡事務局に通報しておくのを有利とする

四此の間業務の内容に應じて、日本地關係機關又は聯合軍に連絡する以前、或は連絡開始後等適當の時機に、業務の内容、連絡實施の状況等を上司に報告し、且關係方面に通報する

五聯合軍側から復員官署に對して、直接に調査要求等があつた場合には、必要に應じ其の事實、内容を縣廳、終戦連絡事務局等に通報することが必要である、回答は關係官者とも連絡の上當時の状況に依り復員官署から直接、又は縣廳、終戦連絡事務局を經て實施する

六問題は先づ現地解決主義で處置されねばならぬが、現地解決不可能の見透しがつくに至つた場合には、現地交渉の經過と共に上司に報告して其の解決取計ひ方を求める

此の際成るべく聯合軍側に對しても上司に解決を具申する旨を豫め通報し、其の諒解を求むる着意が必要である

七現地連絡に依つて問題が解決した場合、其の結果を成るべく速に報告通報する

0355

第五 連絡實施上の心得

一般に外國人特に聯合軍關係者と接觸するのを非常に慎重かつたり
不必要な心配をする人が少なくないが外國人との交際といつても決して
日本人同志の場合と根本的相違がある筈はない。不必要な心配を
せずに誠心誠意積極的に接觸して行くのが大切で、躊躇逡巡は最も
思ふところである。

以下連絡實施上の心掛けといふやうなものを通へると
一、責任觀念を旺盛にすること

如何なる場合でも責任觀念の眞實なことは勿論であるが、責任觀
念を重視する聯合國人との接觸に當つては特に之れが大要である。
我が方が責任觀念を旺盛にし務を厭はず相手方に接觸親炙して行
つたら相手方も之に應じ圓滑な接交を樂務の遂行が出来ることとなる
軍の包圍を圓滑にやらねばならぬといふ重大な責務を感じ積極的
にやつたり道も自ら拓けて行くものである

二、日本は聯合軍に依り管理されてゐる事實を承知して連絡すること
現在日本は聯合軍の占領下に在る。のであつて行政廳等も聯合
軍の管理に屬してゐる。従つて日本と聯合國との間には正當の外
交關係は存在しない。本質に於て涉外、交渉等の字句を使用せず
連絡、接觸等の文句を用ひたのもこの爲である。

従つて連絡に當つては、聯合軍の最後の命令は絶対的のものだと
いふ事實を承知しておくことが必要である。これは自ら卑屈になつ
て思ふこともいふなといふのでは決してない。是と信ずること、
日本側として行くべきだと思ふことは、當然なくとんどんどん意
見を述べ又考慮を求むるが良い。然し當方の説明も十分瞭解せし
めたにも拘らず先方からこうせよと指令された點に對ては、先方
の指令に正當なことが必要である。

日本はポツダム宣言を受諾したのであり、聯合國の日本管理方針
はポツダム宣言に基いて實施されてゐるから何や彼やと無用の心

配をする必要はない
 三、連絡相手を承知し平常から連絡をとつておくこと
 知己、友人を持つといふことは仕事を円滑に行ふ上に大事な要件である
 が連絡處理に當つては特に其の感が深い、問題が生じて始めて關係
 係官署や聯合官と接觸するので、之が解決に長時間を要し且其
 の結果にも大きな期待は持てない、問題がおきたら直ぐ關係者の
 所に飛んで行つて相談することか必要だ、又連絡業務を擔當して
 ゐる者はこんな場合腹を割つて相談出来る相手を持つて居る事が大
 事である。

これが時には平常から關係機關の何所と連絡しなければならぬか
 又は其の誰に交渉したら良いかといふことを承知してゐて特定の用
 件のない時でも先方の暇の時を見て時々主任者等に面會し先方の意
 圖を承知しておくと同様に當方の業務内容や必要な國內情勢等を豫
 め十分座談的に話し合つて、諒解を求めておくことは、相互の理解

を深め業務を円滑に遂行する要素となるのであつて、お互に利益
 を得ることとなる元來日本と聯合官とは、風俗、習慣や社會狀況、
 官廳機構等を根本的に異にするのみでなく、物の考へ方等も違つ
 てゐるので、お互に其の施策を呑み込み得ない場合が少なくないの
 で、誤解、誤斷等に基くイザコザを防ぐ爲にも特に必要である、
 尙此の爲には各官署共人少の餘ではあるが適任の連絡主任官を定
 めておくことが望ましい。

復員官署には復員官人が多いため等いらぬ心配をするのは以ての外
 である、そんなことを心配して接觸を絶つてゐると、聯合官の方で
 は復員關係官署の狀況がわからぬので却て疑の眼を以て見ること
 となる。

今迄の間に聯合官と問題を生じた官署に於て研究して見ると日頃聯
 合官とは勿論連絡連絡等當局其の他の關係官署と連絡をとつてゐな
 い所が多い、問題が発生すると現地解決に於ての努力を盡すことな

0357

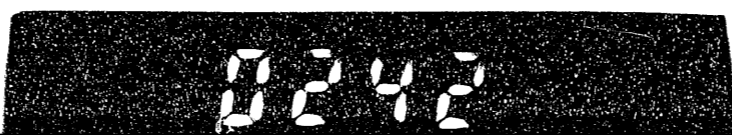
く直ぐ東京で解決して呉れと報告が來ることがあるがこんな事では解決も困難である。特に聯合軍側では局勢の問題は局地で解決するのを方針としてゐるので、各官署に於ても問題が生じた場合は終戦事務局其の他の關係官署とも連絡して先づ迅速に現地解決を圖りたい。固より問題發生の事實と其の連絡内容に關して、機を失せず關係の向に通報報告することの必要なのは勿論で、復員局としては必要があれば何時でも關係方面に連絡し其の解決に當る考である。四連絡は責任者、長官等が誠意を以て行ふこと。

問題が發生した場合は勿論、平素に於ても誠意を以て真相を披瀝し聯合軍と接觸したら先方も當方の眞意を汲み入れることは間違ひない、斯くしてこそ相手に自分を信用させることが出来るのであり、此の信用は連絡實施の鍵ともなるのである。又交渉に連絡主任者が當ることは勿論であるが仕事の内容、性質等に依つては更に業務主任者、特に各官署の長が自ら聯合軍側と積極

的に其の胸に當らねばならぬ。聯合軍は特に能率的事務處理を尙んで居り、又上級者は其の管掌事項に就ては當然強い権限と多くの知識を有して居ると考へてゐるから、各官署の長が先方と連絡等を行ふ場合には、準備を周到にしておくことが必要であり、主任者を同行した場合でも一細部は主任者をして口述せしむる「式の弊に陥らない様に注意しなければならぬ、尙時間の厳守に就ては上級者になる程之を重要視する要がある。

五問題の所在及諾否を明らかにして聯合軍側の意圖を確實に把握すること
聯合軍との接觸に際しては、何が問題なのか、又其の問題に先方は良いといつてゐるのか、いけないといつてゐるのか、或は考慮するといつてゐるのか等相手の態度を明確に把握する必要があり、聯合軍側との接觸で想像を以て仕事を遂ぶのは禁物である。

RA'-0009



可否を明瞭にする要がある時は、何度も何度も先方の意圖を打診して、十分相手の氣持を納得することか大事である、外國人は一般に「ノー」といふことでも遠慮なく明言する、此の點は、日本人の一体承知したのが承知しないのかわからぬといつた態度と大分趣を異にしてゐる、又可否を明白にする爲には、何度相手に尋ねてもそれを不快に思ふ様なことは先づない筈である、又それと共に自分の方の氣持、希望能否等も明瞭に申述べることも必要であり、其の反面「ノー」といふ回答があつたら、聯合軍の意圖に合致する様考へ直す着意が必要である、大連絡に當つては準備を周到にし、數字的、科學的に得心の行く様な説明を行ふこと

聯合國人は一般に科學的であり、數字的説明を尊重する特性を有して、つて主義、方針のみの説明では納得しない場合が少くない、故に連絡に當つては豫め準備を周到にして必要な資料を十分用意する丈でなく、數字的説明か出来るものは極力之を準備する着意が必要である

又先方から調査等を要求された場合にも、各種の手段を盡して最善の解答を提出するのは勿論であるが、此の際特に數字的、科學的説明を、付け單に主義方針のみではなく、具体的事項に亘つても諒解を求むる着意が必要である

七、口頭連絡と書類連絡との關係を適當に律すること
聯合軍との正式連絡は概ね書類の授受に依つて行はれるが、問題を圓滑に處理する爲には書類連絡に依存したのみでは不十分の場合がある、即ち諒解聯合軍主任者に對し口頭連絡を實施したり、或は書類提出後適當な時機を見て主任者に面談し、所要の事項を附加説明することの必要な場合がある

0358

RA'-0009

0243

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

又問題の處理をどうしやうかと判断に迷ふ様な場合、先方の主任者にザツクパランに相談する事も一方法である、要は問題の内容、地方の特殊事情等を考慮して口頭連絡と書類連絡の關係を適當に律することであり、此の邊に連絡官の顔なり、經驗なりが其の價値を發揮することとなるのである、然し一般には口頭で十分連絡した上、仕上げとして正式書類を提出することが効果的の場合が多い様に考へられる

八 話しに行き掛り等の爲でも輕束な約束をしないこと
始めて外國人と接觸した人は良く簡單に物事を引き受けて、後で思はぬ迷惑をすることがある、その事なら誰が知つてゐる筈と思ふから等と考へて、確乎たる事實を知らないのに慢然と問題を引受けることは禁物である、どんなことは單に自分が困るのみでなく、他人に迷惑をかける場合が非常に多い、自分にわからぬことは、はつきりとわからぬといへば良い
外國人は一般に權利義務の觀念が強く自分の爲すべきことは積極的

に處理するか他人の權利義務に就ては干渉しない、之は決して利己主義ではない、日本人も其の間の呼聲を見習ふべき所がある
九 連絡は總べて英語化されねばならぬ
聯合軍側から發せられる指令等は英語を正文とするのであり、我が方からの提出書類等も總べて英文文化されねばならぬので英語し易いとしない、特に行文流暢に過ぎて意味の判断に迷ふ様なものの英譯は困難である、要は意味をはつきりさせることである
又通譯を通じて接觸する場合には、問題に依つては、豫め其の内容を通譯に説明して所要の準備をさせることが必要である、譬喻、格言等の亂用は大体に於て通譯泣かせの場合が多い

10 聯合軍側との連絡は米側機關を通じて行ふこと
聯合軍側との連絡は米側機關を通じて行ふ様になつてゐるので英、豪、華其他聯合軍側機關との正式連絡は通常米側を通じて實施する様せられ度い、英、豪軍の駐屯地にも大体、米軍軍政機關が配置されてゐるものである、又英、豪軍から直接連絡があつた場合、其の他英、豪軍等に直接連絡する必要の生じた場合にも、米軍機關に其の内容等を連絡することが必要である

0359

RA'-0009

0244

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

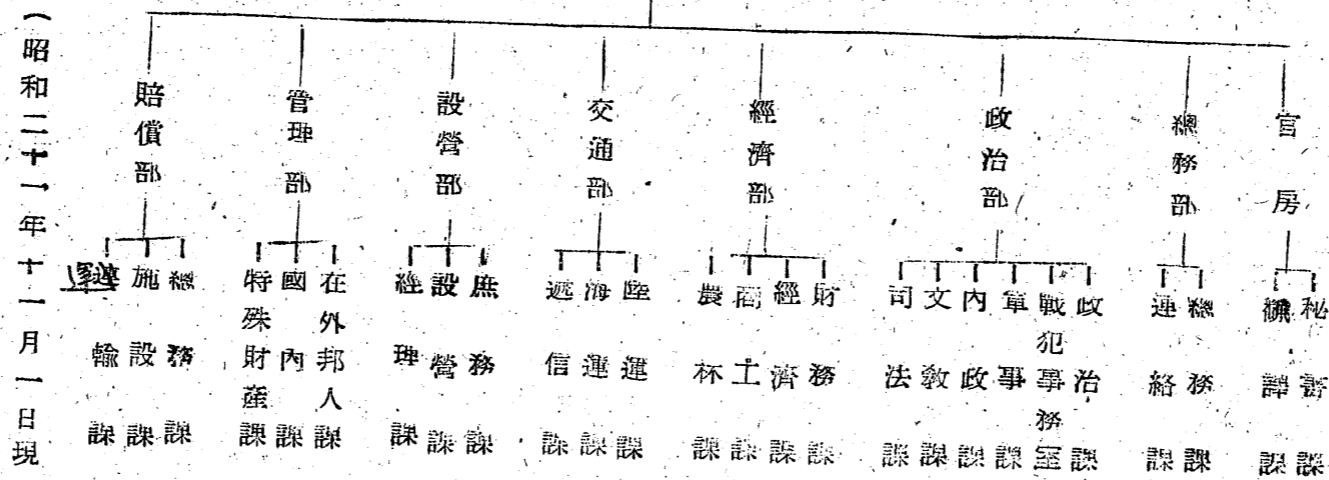
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

終戰連絡中央事務局機構表

別紙第一

局長
次
裁



(昭和二十一年十一月一日現在)

0360

RA'-0009

0245

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

郵政連絡方事務局配置一覽表 昭和二十一年十一月一日現在

出張所名	出張所又は	住	所
横濱	出張所	横濱市神奈川縣内	
厚木	出張所	神奈川縣高座郡大和町下草柳六〇〇番地	
立川	出張所	立川市柴崎一丁目一〇七番地 立川市役所内	
横須賀	出張所	横須賀市大瀬町四	
千葉	出張所	千葉市千葉縣内	
本郷	出張所	本郷市市役所外事務課内	
(北海道)			
札幌	出張所	札幌市北海道廳内	
旭川	出張所	旭川市四條通八丁目	
小樽	出張所	小樽市稻穂町西六丁目日本通逓信支店內	
函館	出張所	函館市真砂町六日魯内	
釧路	出張所	釧路市釧路警察署内	
室蘭	出張所	室蘭市室蘭警察署内	
美幌	出張所	北海道美幌町美幌警察署内	
千歳	出張所	北海道千歳町役場内	
(東北地方)			
仙台	出張所	仙臺市宮城縣内	
青森	出張所	青森市青森縣内	
(中部、近畿地方)			
東京	出張所	名古屋市中區南外堀六ノ一愛知縣廳内(三階)	
京都	出張所	京都市京都府廳内	
福井	出張所	敦賀市三和銀行ビル二階	
金澤	出張所	金澤市石川縣内	
大津	出張所	大津市東蒲一遊藝場内	

十月十五日 陸軍省 為記

0361

RA'-0009

0248

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

長崎	熊本	鹿島	小倉	大分	佐世保	九州	松山	四國	岡山	中	和歌山	神戶	奈良	大阪	舞鶴
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	局	局	出張所	局	局	局	局	局	局	局	局
長崎市長崎縣廳内	熊本市熊本縣廳内一階(舊公會堂)	鹿兒島市役所内	小倉市賢町六二番地 福岡縣小倉涉外事務局内	設定中	福岡市福岡縣廳内	佐世保市役所内	松山市愛媛縣廳内	高松市壽町二丁目(千代田ビル内)	岡山市岡山郵便局構内	吳市本通り五ノ四	和歌山市和歌山縣廳内	神戸市兵庫縣廳内	奈良市奈良縣廳内	大阪市大阪府廳内	舞鶴市東舞鶴字濱京都府舞鶴出張所内移転連絡京都事務局舞鶴出張所

0362

RA'-0009

0247

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別紙第三

第一復員局と聯合軍との連絡實施要領

(昭和二十一年六月二十七日一復第五七號通牒)

一 聯合軍最高司令部との連絡の實施

一 終戦連絡中央事務局を經由して連絡す。但し聯合軍最高司令部より第一復員局に對し直接要求ありたる事項等に關しては之を經由することなく實施することあり。

而して重要事項に關しては終戦連絡事務局と協議の上豫め復員局に於て内連絡を實施するものとす。

二 終戦連絡中央事務局經由に方りては總務部總務課主管事項にありては政治部軍事課(引揚關係にありては管理部兼動連絡官)、法務部、企画部主管事項にありては戦犯事務局兼動連絡官を活用するものとす。

三 有末喇託は右の外聯合軍總司令部第二部長の要求に依る主要なる軍事専門事項等の直接連絡に任ずるものとす。之が爲同司令部對日連絡班内第一復員局派遣員を區處することを待。

二 米軍八軍司令部との連絡の實施

終戦連絡横濱地方事務局を經由して連絡す但し連絡部に對し直接要求ありたる事項等に關しては之を經由することなく實施することあり。

三 聯合軍軍團以下との連絡の實施

復員連絡局は管轄區域内の事項に關し關係部隊と連絡するものとし之が爲には通常終戦連絡地方事務局を經由するものとす。

0363

別紙第四

一復第七六八號

終戦連絡地方事務局ニ兼動連絡官派遣ニ關スル件

昭和二十一年四月十八日

第一復 船文書課長

東部連絡局、各復員監部總務部長

一復總務局長、同業務局長、連絡部長宛

第一復員局ノ編成改正後ニ於ケル首題ノ件ニ關シ左記ノ如ク擬メラレタ
ルニ付依命進捗ス

終戦連絡中央事務局トハ協議済

左記

- 一、連絡部ニ在リテハ終戦連絡横濱地方事務局ニ對シ兼任連絡官四名
- 二、各復員連絡局ニ在リテハ所要ニ應シ各々其ノ管轄地域内ニ在ル終戦連
絡地方事務局ニ對シ復員連絡局、同支部又ハ上陸地支局ヨリ兼任連絡

官各々一名

三、細部ハ各々終戦連絡地方事務局ト協議ノ上決定シ報告アリ度

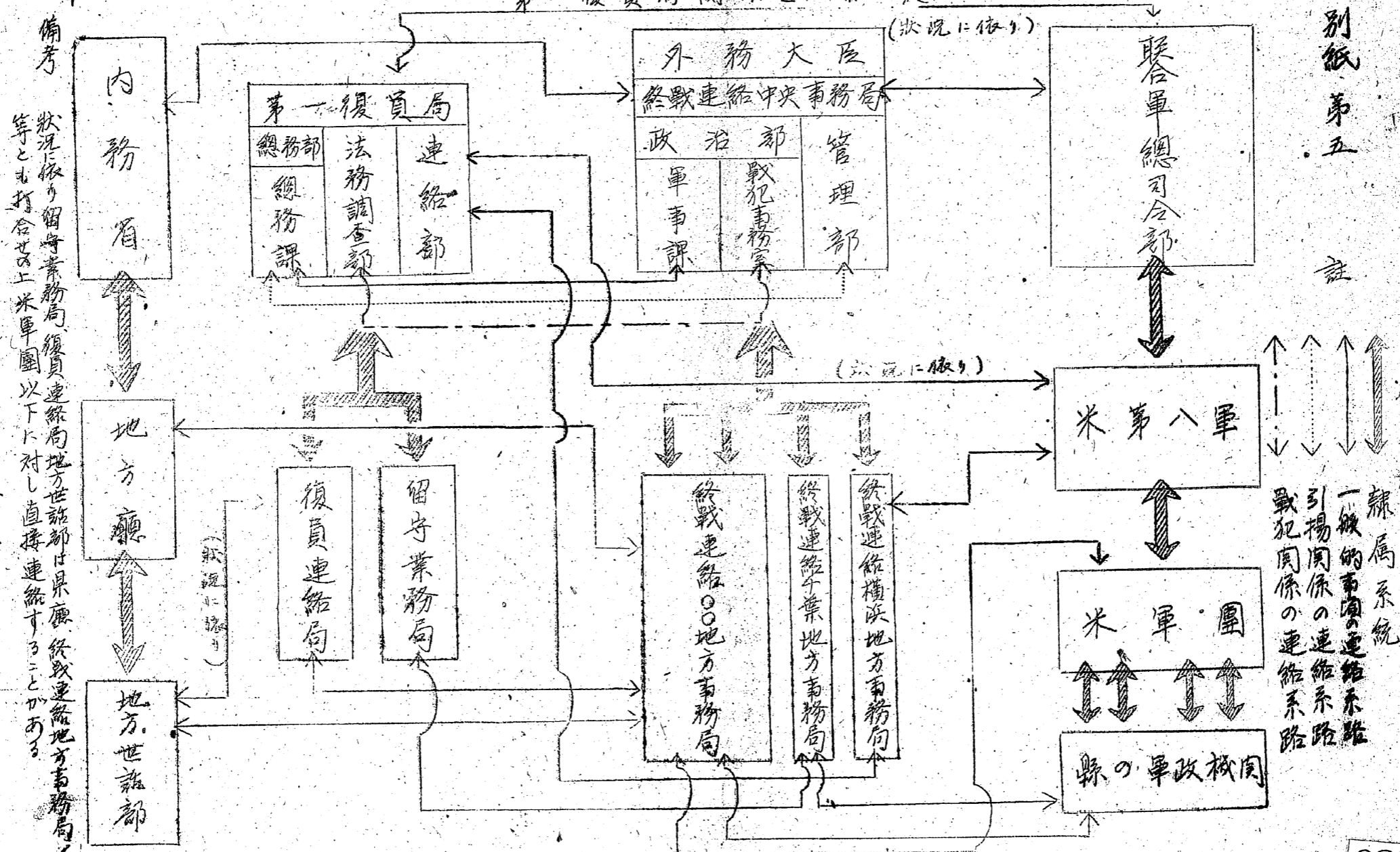
通探先 東部連絡局、北部、東北、東部、東海、中部、中國、西部

四國

参考 連絡部

0364

第一復員局関係連絡業務処理系統一覽図



備考
状況に依り留守業務局復員連絡局地方世話部は果ては終戦連絡地方事務局と等と打合せ上米軍團以下に直接連絡する事がある

別紙第五
註

隷属系統
一般の軍團の連絡系統
引揚関係の連絡系統
戦犯関係の連絡系統

0365

RA'-0009

0250

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第一復員局關係英語一覽表

別紙第六

Archives and Document Section	文書課
Personnel Section	人事課
General Affair Division	總務部
General Affair Section	總務課
Demob. Record Section	資料課
Personel Affair Division	業務部
Account Division	經理部
Institute for War Record Investigation	史實部
Technical Intelligence	技術整理部
Legal Investigation Division	法律調查部
Translation Division	翻譯部
Liaison Division	連絡部
Home Depot Bureau	留守業務局
Demob. Communication Division	復員通信部
Shipping Remaining Affair Division	船舶殘務整理部
Tobu Demob. Liaison Office (Tokyo)	東部復員連絡局

First Demob. Bureau
第一復員局

Local Agencies
地方機構

Home Ministry
内務省

Branch Office to the Landing Point Reception Center
Local Assistance Bureau

上陸地支局
地方世話部

備考

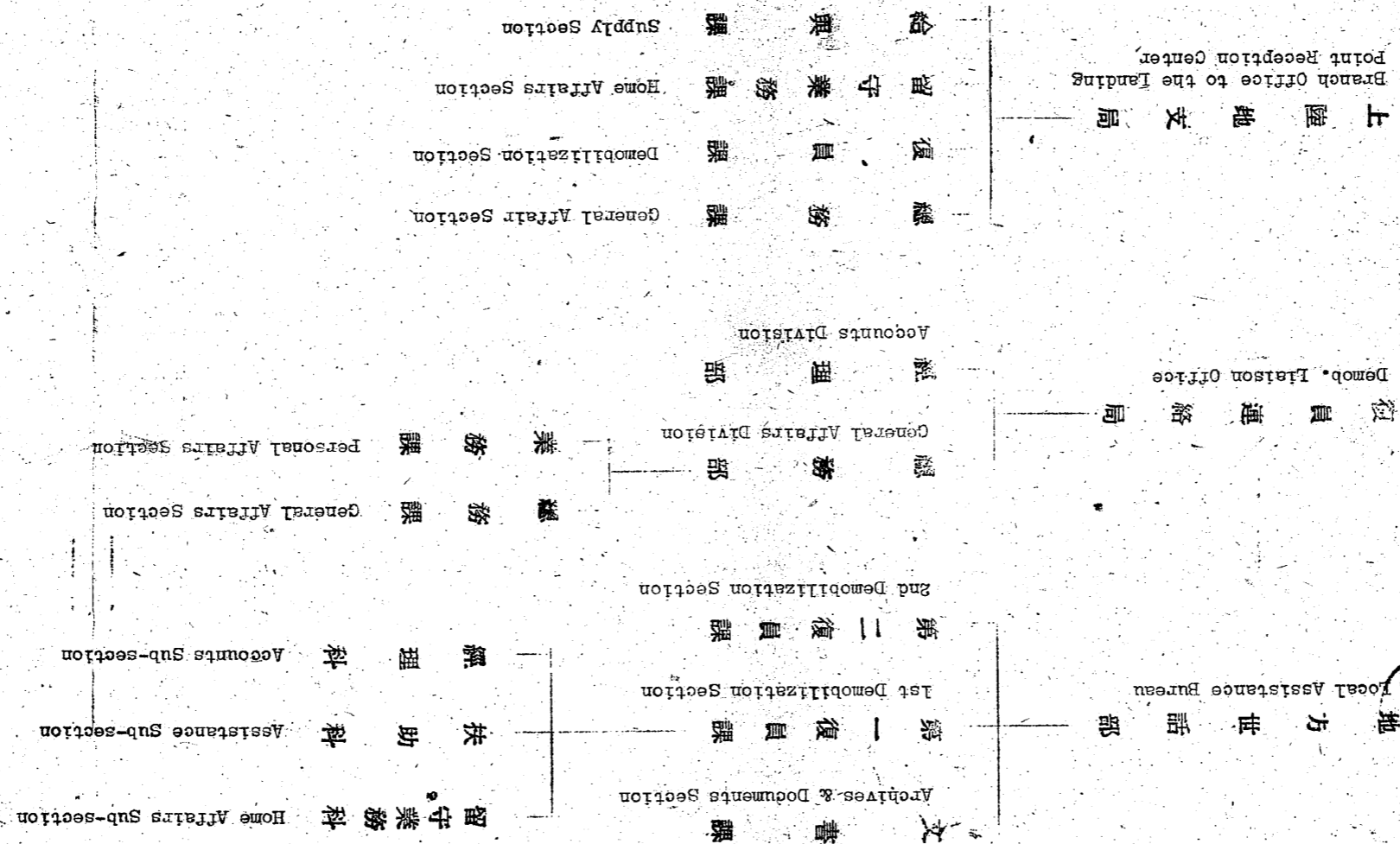
本譯語は聯合軍總司令部の認可を得て現用してあるもので各官署英語は本譯語を適用せらるべし

0366

0251

別紙第七

第一復員局關係諸官署英語一覽表



備考 一 本譯語は各官署に於ける連絡業務の参考として一案を記述したものである
二 各官署の機構も一例を示すに過ぎない

0367

本
續連第五。・調
昭和三十三年八月七日

横濱連絡調整事務局

連絡調整中央事務局
長官 曾禰 益殿

中央官庁と第八軍軍政部との事務連絡に
関する件

最近賠償庁、経済安定本部その他中央官
庁の係官が第八軍軍政部の要求により、或は自
発的に直接同軍政部を往訪し、事務打合せ
を為してゐる。処が八軍に對する日本政府の正

横濱連絡調整事務局

(日本標準規格B5) 文書堂印刷

連絡調整
中央事務局
22.8.9
文書係

0368

2720

6

A'100, 2-3

あまのり
文部

式連絡機関たる當事務局の地位に鑑み且又
各省間の事務の内滑る調整を計る爲にも右
会談に當事務局の参加することは是非とも必要
なる事である。八月二日、本官
に第八軍軍政部ワッツ大佐は此の旨につ
て配慮を申し入れた。
同大佐は事情を諒とし今後當分の希望に添ふ
やう善処すべきこととを約すると共に日本例に於て
も関係機関に對し右趣旨を確認せしむること
適當なるべき旨を示唆した。就ては今後軍政部
との打合せを積極的に行ふ際、事前に當事務局に連絡
し、當事務局員を之に参加せしむる件に關し、各
段の諒解を得るやう御措置相煩し、度々此の
御依頼申し上げる。

横濱連絡調整事務局

(日本標準規格B5) 文書堂印刷

0369

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0009

0253